

国立大学法人佐賀大学一般事業主行動計画

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画)

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 平成28年4月1日 ～ 平成31年3月31日

2. 課題

管理職に占める女性の割合が低い。

- 医療職員を除く職種において、女性管理職の割合が低い。
- 教育職員は、専門分野に特化した雇用形態のため、女性研究者の少ない分野の場合、採用女性比率が低くなる。

3. 目標

- 管理職に占める女性比率を15%以上にする。
- 事務系職員を対象とした研修の見直しにより管理職に占める女性比率の向上を図る。

4. 取組内容

副課長級及び係長級を対象とした研修の内容に、意識啓発の要素を取り入れる。

- 平成28年 6月 ～ 研修プログラムの検討
- 平成28年10月 ～ 女性職員のニーズの把握のためアンケート、ヒアリングなどを実施
- 平成29年 4月 ～ アンケート等の結果を踏まえ、研修プログラムの決定
- 平成29年 7月 ～ 研修の実施。併せて主任以下を対象とした研修の内容を検討。

自治体が実施する女性のキャリアアップに繋がる研修、セミナー等を受講させる。

- 平成28年 4月 ～ 県及び市町村等が実施する女性に特化したキャリアアップ研修、セミナー等を積極的に受講させる。

管理職等の登用の際に同評価の場合、女性を優先して登用する。

- 平成28年 4月 ～ 管理職登用の際に全く同じ評価であれば女性を優先することとし、管理職候補者となる副課長級のポストでも積極的に女性を登用する。
※男女雇用機会均等法違反とならない区分のみに設定する。(管理職における女性の比率が4割を下回っている区分のみ)
また、採用の際にも女性の比率が4割を下回っている区分について、同様の取扱いとする。